

商振第498号  
平成24年11月12日

商工会議所会頭様  
商工会会長様  
新潟県中小企業団体中央会長様

新潟県産業労働観光部商業振興課長

## 木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ 燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について

標記について、別添のとおり林野庁から通知がありました。

ついては、当面の指標値を超える放射性セシウムを含む木質ペレットが流通することのないよう、下記について貴会員の木質ペレット販売事業者等に周知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 木質ペレットの当面の指標値

- (1) ホワイトペレット、全木ペレット 40 Bq/kg
- (2) バークペレット 300 Bq/kg

#### 2 流通関係者の確認事項等

- (1) 木質ペレットを購入又は譲受する場合には、当該木質ペレットの製造者・譲渡者に、指標値を超えていないこと又はストーブ燃焼灰が8,000 Bq/kgを超えていないことを確認してください。
- (2) 製造者・譲渡者から木質ペレットの指標値を超えていないこと又はストーブ燃焼灰が8,000 Bq/kgを超えていないことを確認できなかった場合には、「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」に基づく検査を実施し、指標値を超えていないことを確認した上で販売又は譲渡してください。
- (3) 検査を実施した場合には、その結果を速やかに別記報告先に報告してください。
- (4) 木質ペレットを販売又は譲渡する場合には、相手方に製造状況等に関する情報を適切に提供してください。

担当：商業振興課商業振興係 星野、神部  
電話：025-280-5237（直通）